

平成 21 年度 建築物解体工事等における環境調査結果

【概要】

県が所管する区域(横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市を除く区域)において、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出が行われた特定粉じん排出等作業のうち、大規模な解体工事等について作業基準の遵守状況等を確認するため、工事現場の周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した。

【調査結果】

平成 22 年 3 月 31 日現在、8 施設 9 件の調査を実施しました。このうち 2 施設でアスベスト製品の製造・加工工場に対する基準値(敷地境界において 1 リットルあたり 10 本以下)を超える濃度のアスベストが検出されたことから、原因究明及び改善指導を行いました。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	建築物所在地	建築物延べ面積 (m ²)	アスベスト使用面積 (m ²)	測定日	測定結果 (本/リットル)	
					最大値	最小値
1	大和市大和東	266.8	215	4月17日	0.17	0.057未満
2	大和市上和田字城山	690	330	5月27日	19	0.17
3	茅ヶ崎市赤松町	16957	6343	7月2日	0.12	0.057未満
				7月29日	3.6	0.057
4	茅ヶ崎市中海岸	2,730.8	667.3	9月9日	0.56	0.057未満
5	箱根町元箱根	586	761.75	10月21日	0.22	0.06
6	大和市深見西	4,953.9	220.0	10月22日	18	0.11
7	厚木市上依知	-	67	11月14日	3.1	0.057未満
8	厚木市温水	10,857	66.42	1月7日	0.11	0.057未満

太枠(2)(6)の高濃度案件の原因等については、次のとおり。

(2)【原因】

解体作業の着手前に行うアスベストの調査が不十分であったため、隔離養生がなされない状態で解体のための準備作業を行い、その際、アスベストを含んだ壁面の一部を破損落下させたことが環境中への飛散の原因となったと考えられる。

【改善指導の状況】

工事箇所周辺の表土の除去をはじめ、薬剤散布やシート張り等の実施による飛散防止対策を徹底した。

(6)【原因】

養生内にある負圧集じん機から排ガスを養生外に排出するビニールホース(養生内部分)に 8 cm 程度の破れがあり、そこから養生内のアスベストを含んだ空気を吸い込んだことが原因と考えられる。

【改善指導の状況】

工事区画の点検を行い、排気ガスのビニールホースの補修及びアスベストの飛散を抑える固化剤の追加散布等を行った。